

倫理綱領

平成19年6月18日 制定・施行

一般社団法人日本ホメオパシー医学会（以下、本学会）は、本学会員が尊重し、遵守すべき倫理綱領として、以下の条項を定める。

第1章 基本方針

（基本理念）

第1条 本学会の基本理念は以下の通りであり、本学会員は同意するとともに、遵守しなければならない。

- ① ホメオパシーは医療行為である。
- ② ホメオパシーを行うにあたって、常に患者の利益を最優先する。
- ③ ホメオパシーを行うものは近代西洋医学を修めたものとして、自らの専門性の範囲の中で治療を行う。
- ④ ホメオパシーを行うものは近代西洋医学、補完・代替医療を問わず最適な医療を提供する。
- ⑤ ホメオパシーを行うものは最良の医療を提供するために、他の医療従事者と積極的に協力する。

（名誉と信頼）

第2条 本学会員は、本学会の名誉と信頼を尊重する。

（研鑽義務）

第3条 本学会員は、ホメオパシーの粋を極める努力を継続し、ホメオパシーの普及と高揚に努める。

（活動範囲）

第4条 本学会員は、活動するにあたって、日本の国家資格免許の範囲内で活動しなければならない。

（後進の教育）

第5条 本学会員は、後進の育成に最善を尽くすとともに、医療の混乱を避けるため、治療を目的としたホメオパシーの治療者（ホメオパス）のための教育は日本の国家資格を有する医療従事者（医師・歯科医師・獣医師・薬剤師）以外には行わない。

（公共発表）

第6条 本学会員は、ホメオパシーに対する誤解や間違った知識の普及を避けるため、マスメディア（新聞・公共雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネットなど）への発表は本倫理綱領第1条から第5条までの基本的な方針にそって行う。

第2章 行動規範

（個人の人権の尊重）

第7条 本学会員は、ホメオパシーを行うにあたって、個人の人権を尊重し、又、人種、国籍、信条、性別、年齢、社会的地位により差別をしない。

（社会に対する責任と貢献）

第8条 本学会員は、ホメオパシーを通じ、社会に対して、医療従事者としての責任を果たし、又、貢献するよう努める。

- 2 ホメオパシーを、現有の医療の中では最もホリスティックな医療と位置づけ、社会の利益と福祉に貢献するホメオパシーのあり方を、常に検討し、実現するよう努める。

（インフォームド・コンセント）

第9条 ホメオパシーにおいても、他の医療と同様、インフォームド・コンセントを実施する。自主的判断や自己決定できる環境を整えるだけでなく、患者からの同意を得るよう努める。

- 2 獣医師は、ホメオパシーを用いる獣医療にあっても、人と動物の絆を尊重し、飼育者に対して獣医療の内容を十分に説明し、同意を得るよう努める。

（自己決定権の尊重）

第10条 治療にあたっては、患者本人の決定が尊重されなければならない。

- 2 患者本人の決定が困難である場合も、その患者の利益と福祉を保護する決定がされるよう努める。

(守秘義務)

第11条 本学会員は、問診等、職務上知り得た個人情報、厳重に管理し、患者が不利益を被る事態は避けなければならない。

(実践能力とその限界)

第12条 本学会員は、常に自らの能力を把握し、その範囲内で職務を行う。

2 本学会員は、自らの能力を越える事態に直面した場合は、ホメオパシー薬（レメディ）の投与を中止するなど、すみやかに適切な対応を取らなければならない。

(科学的姿勢)

第13条 ホメオパシーにおけるその作用機序については、現段階では科学的に解明されているとは言えないが、職務にあたっては、医療従事者として、科学的姿勢を尊重する。

(国際社会との連帯)

第14条 本学会員は、日本のもつ社会や文化の独自性を尊重しつつ、国際社会と連帯し、各国の医療従事者や学術研究者とともに、ホメオパシーの意義ある発展に寄与していく。

(研究とその公表に伴う責任)

第15条 本学会員は、職務上知り得た個人情報を研究・教育・学習活動において利用する場合、患者や協力者の同意を得るとともに、その目的以外に利用してはならない。

2 本学会員は、研究活動とその公表にあたっては、虚偽や誇張があってはならない。

(広告宣伝)

第16条 本学会員は、ホメオパシーの広告宣伝にあたっては、良心にもとづいて行い、虚偽や誇張があってはならない。

(遵守義務)

第17条 本倫理綱領を遵守することは、本学会員の義務である。

(罰則)

第18条 本学会員による本倫理綱領に反する行為が認められた場合、本学会の定款第14条に従って、除名の処分が為される場合がある。

第3章 各部会員別の行動規範

(医師部会員)

第19条 医師部会員は、医師法に則って行動する。

(歯科医師部会員)

第20条 医師免許をもたない歯科医師部会員は、ホメオパシーを、歯科治療以外に用いてはならない。

2 その他の点は、歯科医師法に則って行動する。

(獣医師部会員)

第21条 医師免許をもたない獣医師部会員は、ホメオパシーを、人間の治療として用いてはならない。

2 その他の点は、獣医師法に則って行動する。

(薬剤師部会員)

第22条 医師免許をもたない薬剤師部会員は、治療行為を行ってはならない。

2 その他の点は、薬剤師法に則って行動する。

第4章 附 則

(施行の開始)

第23条 本倫理綱領は、平成19年6月18日から施行する。

以上